○国土交通省令第三十六号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第十二条第五項の規定に基づき、並びに同法及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、海上保安庁組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

海上保安庁組織規則の一部を改正する省令

海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに情報通信企画調整官） **第三十八条**　情報通信課に、システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに情報通信企画調整官一人を置く。 2～7　（略） 8　情報通信企画調整官は、命を受けて、情報通信課の所掌事務に関する特定事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。 （警備救難部に置く課） **第八十条**　警備救難部に、次に掲げる課を置く。 警備課 刑事課 国際刑事課 警備情報課 救難課 ［環境防災課］ 船舶技術課（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部に限る。） （刑事課の所掌事務） **第八十一条の二**　刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） （削る） （救難課の所掌事務） **第八十四条**　救難課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること（環境防災課の所掌に属するものを除く。）。 二～六　（略） （削る）	（システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに技術企画調整官） **第三十八条**　情報通信課課に、システム整備室、システム管理室及び情報セキュリティ対策室並びに技術企画調整官一人を置く。 2～7　（略） 8　技術企画調整官は、海上保安庁の使用する情報通信システムの整備及び管理に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（情報セキュリティ対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 （警備救難部に置く課） **第八十条**　警備救難部に、次に掲げる課を置く。 警備課 刑事課 国際刑事課 警備情報課 救難課 ［環境防災課（第九本部を除く。）］ 船舶技術課（第二本部、第四本部、第九本部、第十本部及び第十一本部に限る。） （刑事課の所掌事務） **第八十一条の二**　刑事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 2　第九本部の刑事課は、前項に規定する事務のほか、第八十五条第二号、第三号及び第五号に掲げる事務をつかさどる。 （救難課の所掌事務） **第八十四条**　救難課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一　海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること（第九本部以外の本部にあっては、環境防災課の所掌に属するものを除く。）。 二～六　（略） 2　第九本部の救難課は、前項に規定する事務のほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。